

◎新潟県告示第572号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）
- 2 作業期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県内全域